

川湯温泉プロジェクト

川湯テラス（東温泉川エリア）全体配置図



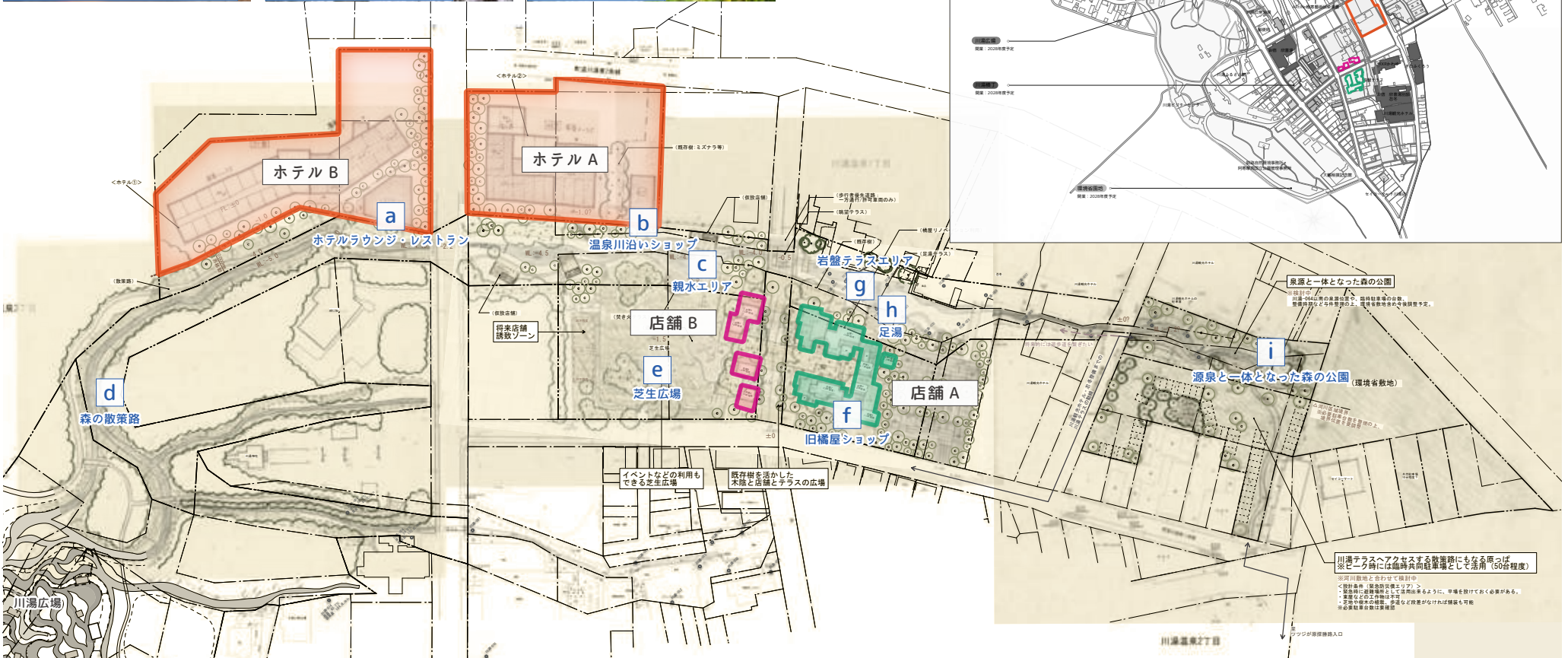
a. ホテルラウンジ・レストランイメージ



b. 温泉川沿いショップイメージ



c. 親水エリアイメージ



d. 森の散策路イメージ



e. 芝生広場イメージ



f. 旧橋屋ショップイメージ



g. 岩盤テラスエリアイメージ



h. 足湯イメージ



i. 源泉と一体となった森の公園イメージ

川湯テラスへアクセスする散策路にもなる岡っば
※ピーク時には臨時歩道敷設場として活用（50法程度）

※3月1日現在と仮定して仮設計
 <設計条件：緊急防災エリア>
 ・避難経路に適合するよう、歩道を敷く必要がある。
 ・重要なる工事は不可
 ・安全確保の観点、設置がなければ設置も可能
 ※必要経費は別途要











< 事業者の誘致方針 >

1. 川湯温泉街が取り組むマスタープランに共感し、まちづくりへの参画や温泉街の発展協力に意欲のある企業である事。
2. 国立公園の自然に魅力を感じ、川湯景観ガイドラインを理解する企業である事。
3. 通年営業及び、長期的な運営を前提とする事。
4. 旅館組合や料飲店組合等の地域協会への加盟を前提とする事。
5. ホテル内のレストランなどでは可能な限り、弟子屈町や道東食材の使用や、この土地ならではのメニューづくりを行う事。
6. 敷地に見合った客室数、収容人数を設定する。

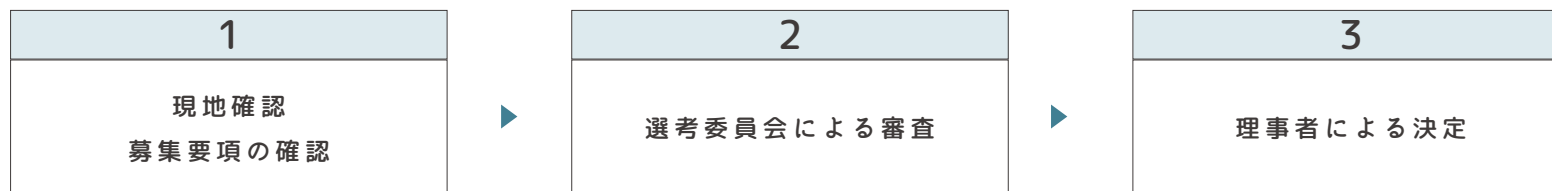
< 宿泊施設の誘致条件 >

1. 弟子屈町からの借地に進出企業が建設。

< 事業者に求める事項 >

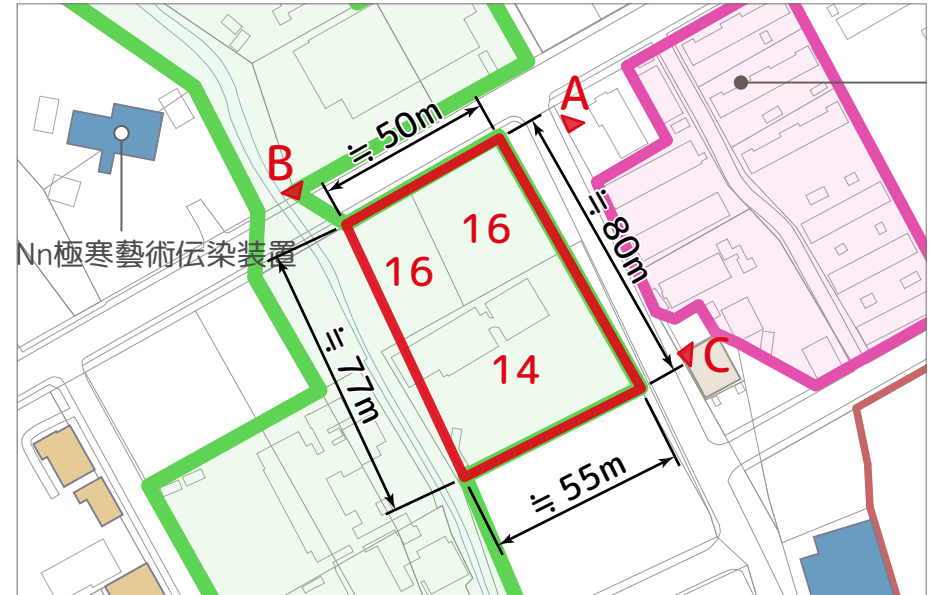
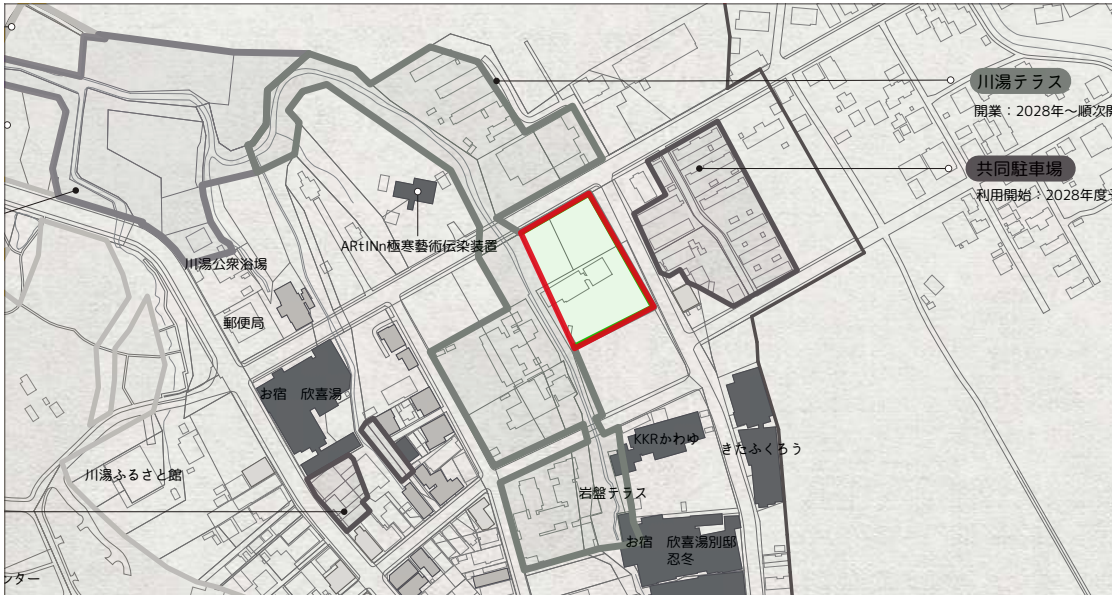
1. 短期間での売却や投機を目的としないこと
2. 暴力団・反社関係に抵触しないこと
3. 健全な財務状況であること
4. 事業収支が現実離れしていないこと
5. 政治的または宗教的用途ではないこと
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する用途に違反しないこと
7. 青少年に有害な影響を与える興行、物販、サービスの用途に使用しないこと
8. 公序良俗に反する用途に使用しないこと
9. 居住専用に供しないこと
10. 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業

< 誘致の決定方法について（宿泊施設） >



誘致候補地概要（ホテル-A）

候補地①（町有地：地番 14・16）



敷地概要

敷地面積：4,069.54 m²（1,231.04 坪）

利用可能泉源：有り（許可利用量は要相談）

契約条件：弟子屈町からの借地予定

着工可能予定：2028年度以降

建築面積：2,000 m²以下を基準とする※

建築高さ：13m以下及び河川沿いの高さ制限※

セットバック：敷地間口に応じたセットバック※

※国立公園管理計画による

エリア特性

川湯温泉の大きな魅力である温泉川沿いに位置し、飲食店街も近いエリアの中心立地。

敷地現況



A



B



C



誘致候補地概要（ホテル-B）

候補地②（町有地：地番 313・77）



敷地概要

- 敷地面積：5,998.63 m² (1,814.59 坪)
 - 利用可能泉源：有り（許可利用量は要相談）
 - 契約条件：弟子屈町からの借地予定
 - 着工可能予定：2030 年度以降
 - 建築面積：2,000 m² 以下を基準とする※
 - 建築高さ：13m 以下及び河川沿いの高さ制限※
 - セットバック：敷地間口に応じたセットバック※
- ※国立公園管理計画による

エリア特性

川湯温泉の大きな魅力である温泉川沿いに位置し、また、原生林に囲まれた国立公園の自然を感じる立地。

敷地現況



< 事業者の誘致方針 >

1. 川湯温泉街が取り組むマスタープランに共感し、まちづくりへの参画や温泉街の発展協力に意欲のある企業である事。
2. 国立公園の自然に魅力を感じ、川湯景観ガイドラインを理解する企業である事。
3. 通年営業及び、長期的な運営を前提とする事。
4. 旅館組合や料飲店組合等の地域協会への加盟を前提とする事。
5. 飲食店では可能な限り、弟子屈町や道東食材の使用や、この土地ならではのメニューづくりを行う事。

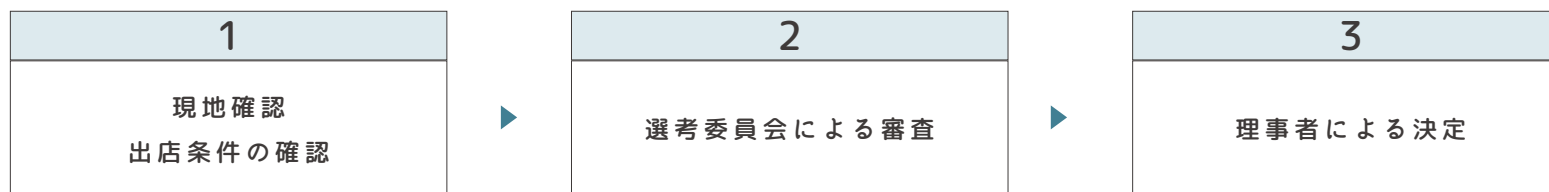
< 飲食・物販店舗の出店パターン >

1. 弟子屈町が店舗区画を用意し、民間が賃貸。
2. 弟子屈町からの借地に進出企業が建設。

< 事業者に求める事項 >

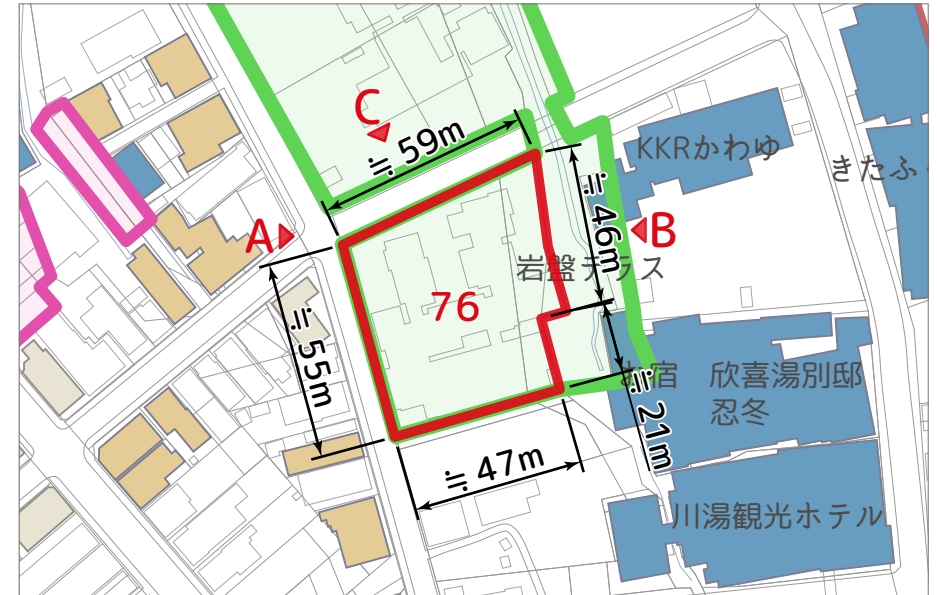
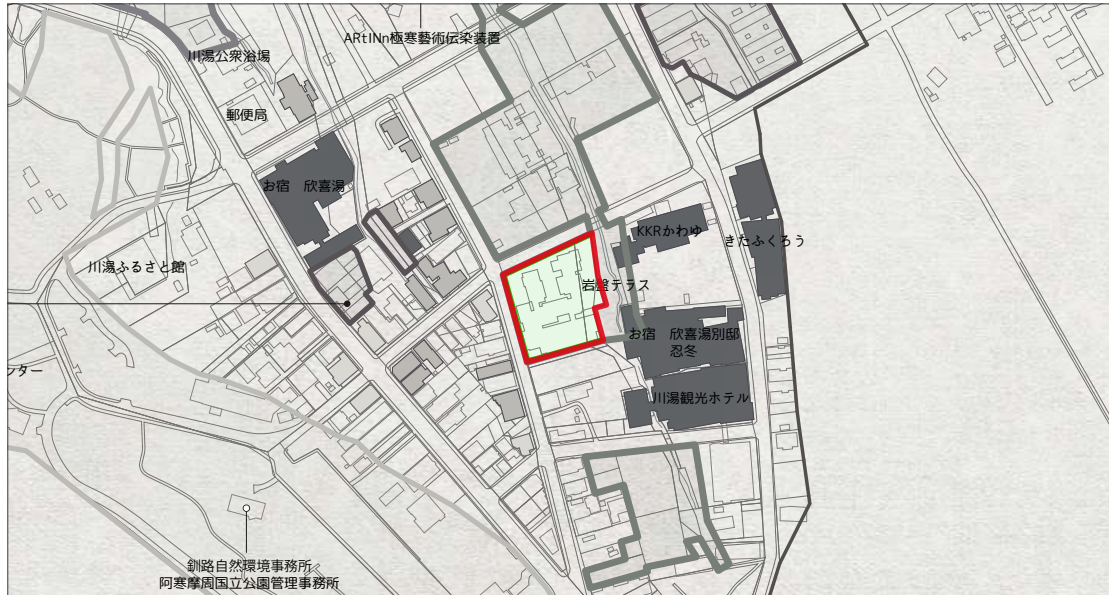
1. 短期間での売却や投機を目的としないこと
2. 暴力団・反社関係に抵触しないこと
3. 健全な財務状況であること
4. 事業収支が現実離れしていないこと
5. 政治的または宗教的用途ではないこと
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する用途に違反しないこと
7. 青少年に有害な影響を与える興行、物販、サービスの用途に使用しないこと
8. 公序良俗に反する用途に使用しないこと
9. 居住専用に供しないこと
10. 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業

< 誘致の決定方法について（飲食・物販店舗） >



誘致候補地概要（店舗 A / 飲食・物販・サービス）

候補地①（町有地：地番 76）



敷地・区画概要

区画面積：5~30坪 / 1区画

※既存建物をリノベーションし、複数区画を形成予定

契約条件：弟子屈町からの区画賃貸予定

入居可能予定：2028年度以降

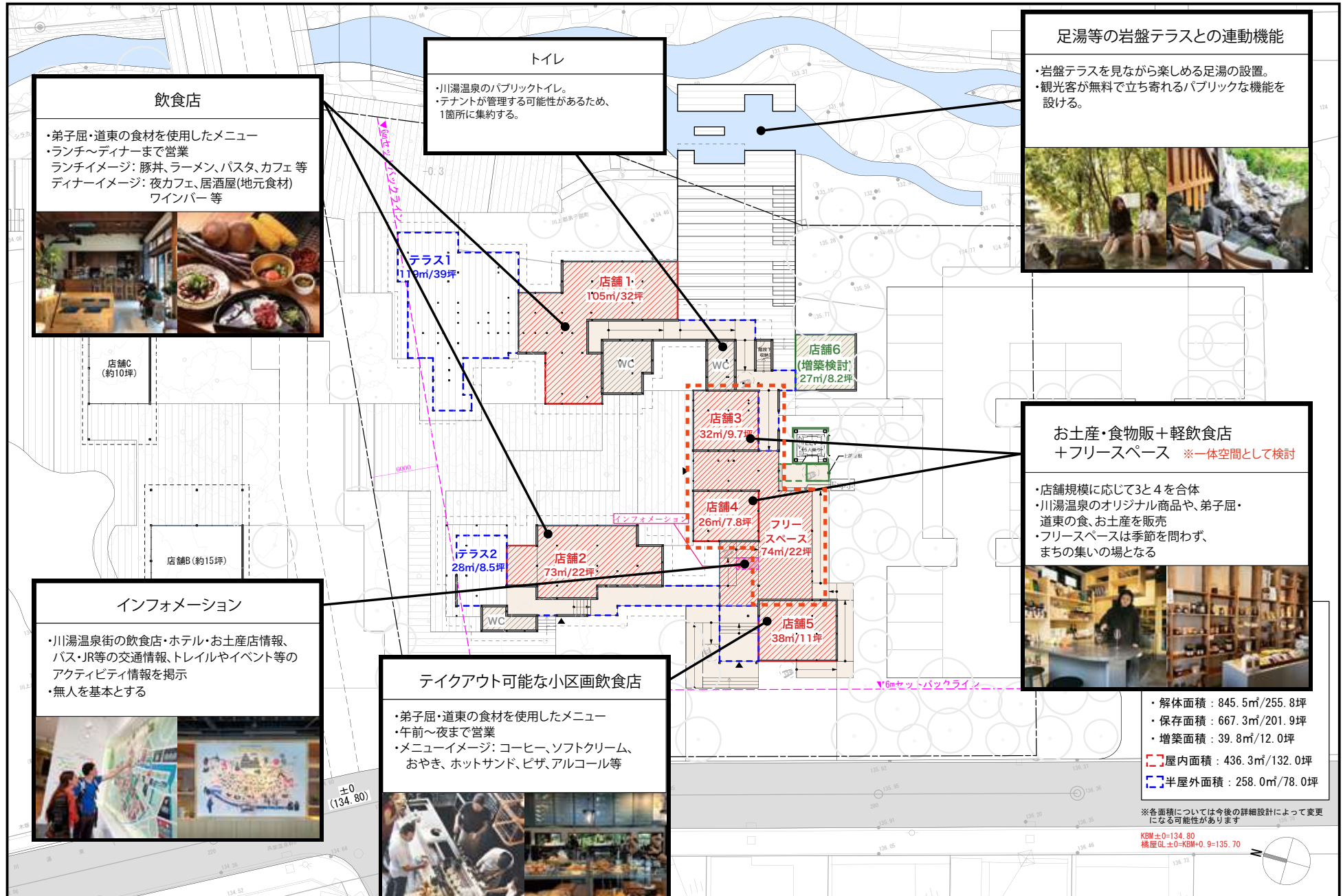
業態イメージ

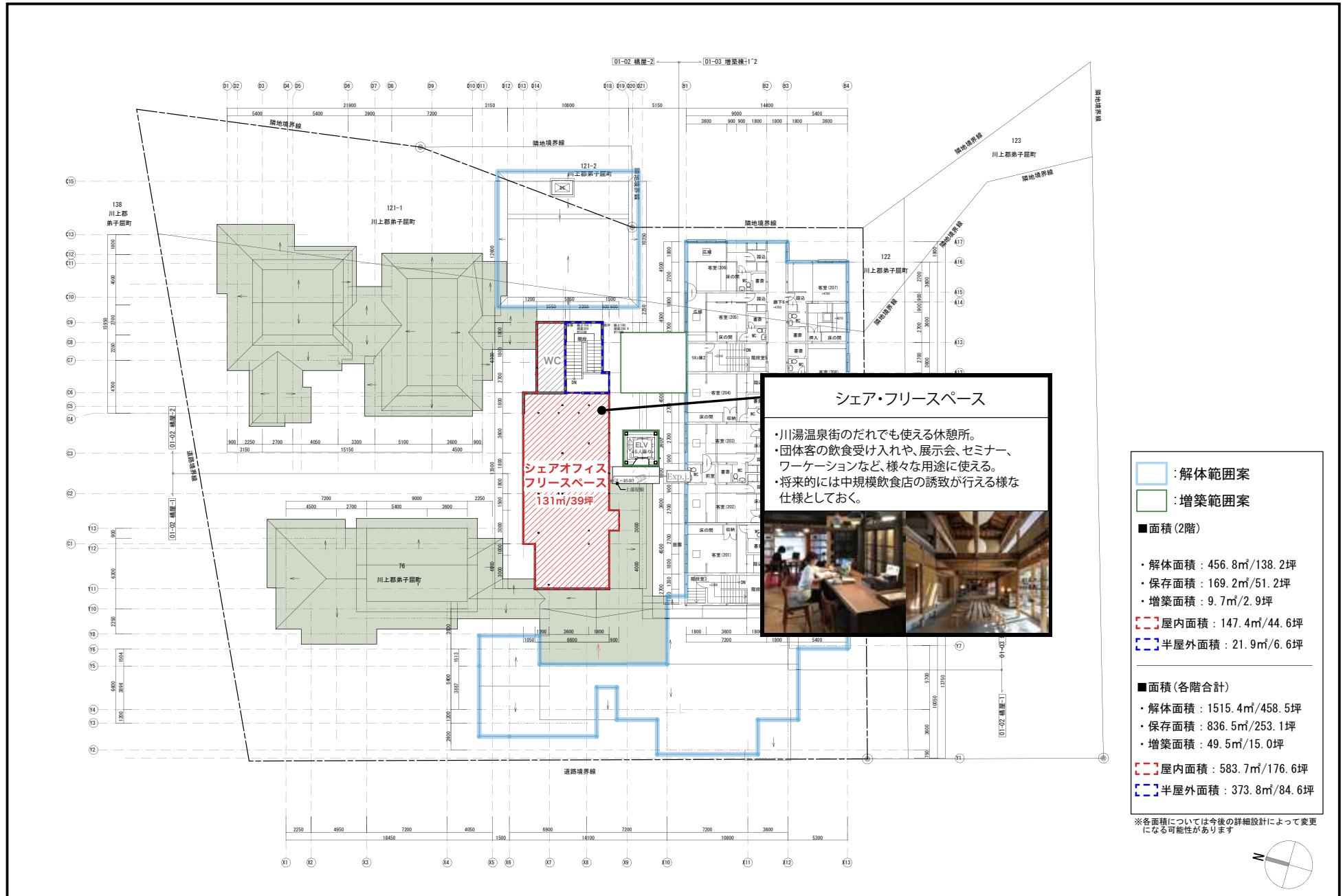
- ・ カジュアルレストラン
- ・ カフェ・バー
- ・ 食物販
- ・ お土産 etc...
- ・ 短期でのイベント出店も可

※飲食店においては既存事業者の業態と可能な限り、事業が重複しないよう配慮する

敷地現況



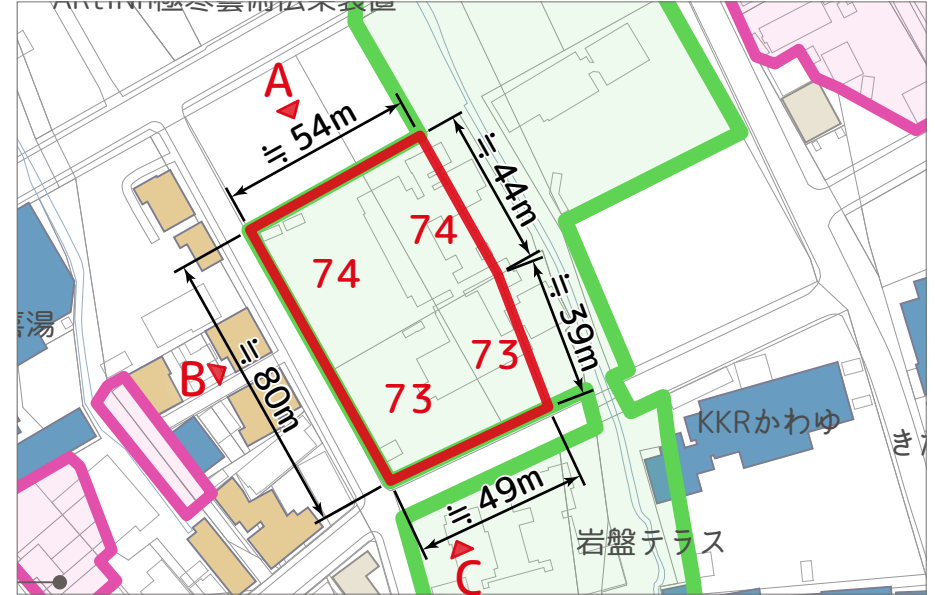
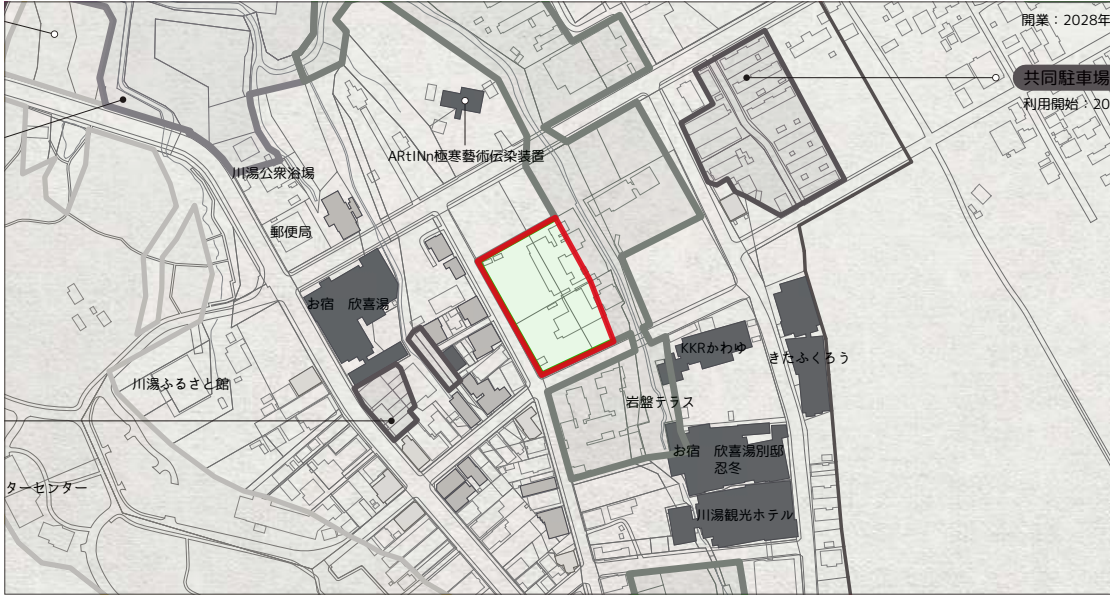






誘致候補地概要（店舗 B / 飲食・物販・サービス）

候補地②（町有地：地番 73・74）



敷地・区画概要

区画面積：5~30坪 / 1区画

※戸建て平屋建物を弟子屈町で建設予定

契約条件：弟子屈町からの賃貸予定

入居可能予定：2028年度以降

業態イメージ

- ・ベーカリー
- ・カフェ・バー
- ・菓子
- ・お土産 etc...

※飲食店においては既存事業者の業態と可能な限り、事業が重複しないよう配慮する

敷地現況（既存建物は解体）



A



B



C



